

### 3.2.4 社会的文化的環境

#### (1) 指定文化財

大阪市域及び事業計画地の周辺地域における「文化財保護法」、「大阪府文化財保護条例」及び「大阪市文化財保護条例」に基づく指定文化財の状況は、表 3.2.20 に示すとおりである。また、事業計画地の周辺地域における指定文化財の分布状況は、図 3.2.16 に示すとおりである。

事業計画地最寄りの指定文化財としては、大阪第6地方合同庁舎（仮称）に隣接して大阪府指定記念物（史跡）の舎密局跡がある。

表 3.2.20 (1) 周辺地域の文化財の状況（国指定）

（単位：件）

種別 市区名	国 宝					重 要 文 化 財								無形文化財			民俗文化財		記 念 物				
	総 数	絵 画	書 跡・ 典籍	工 芸 品	建 造 物	総 数	絵 画	彫 刻	書 跡・ 典籍	工 芸 品	考 古 資 料	歴 史 資 料	建 造 物	総 数	重 要 無 形 文 化 財	選 定 保 存 術	総 数	重 要 無 形 文 化 財	総 数	特 別 史 跡	史 跡	天 然 記 念 物	特 天 然 記 念 物
大 阪 市	28	5	7	15	1	234	37	14	55	94	10	3	21	4	3	1	3	3	15	1	8	4	2
周 辺 地 域	中 央 区	3	-	3	-	46	7	1	24	4	4	-	6	2	2	-	-	-	4	1	3	-	-
	北 区	2	-	-	2	32	4	-	2	19	-	1	6	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
	都 島 区	9	4	2	3	53	13	-	20	18	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西 区	-	-	-	-	3	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天 王 寺 区	4	1	2	1	52	13	11	6	15	4	-	3	-	-	-	1	1	8	-	2	4	2
	浪 速 区	-	-	-	-	3	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東 成 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	城 東 区	8	-	-	8	-	21	-	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 文化財保護法に基づく国指定・選定文化財の平成30年3月末現在で大阪市内に所在している件数である。  
出典：「大阪市統計書」（令和元年12月閲覧、大阪市ホームページ）

表 3.2.20 (2) 周辺地域の文化財の状況（大阪府指定）

（単位：件）

種別 市区名	有 形 文 化 財								無 形 文 化 財	民俗文化財			記 念 物			合 計
	建 造 物	美 術 工 芸 品					歴 史 資 料	考 古 資 料		有 形 民 俗	無 形 民 俗	記 録 選 択	天 然 記 念 物	史 跡	名 勝	
		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 等											
大 阪 市	6	4	8	15	3	1	8	1	4	3	3	9	14	1	80	
周 辺 地 域	中 央 区	-	2	-	5	1	-	2	-	-	-	-	4	-	14	
	北 区	-	2	1	2	2	-	-	-	1	1	-	1	-	10	
	都 島 区	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	西 区	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	
	天 王 寺 区	2	-	2	1	-	-	3	-	-	-	-	2	-	10	
	浪 速 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	
	東 成 区	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	3	
	城 東 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	

出典：「大阪府内指定文化財一覧表」（平成29年5月現在、大阪府ホームページ）

表 3.2.20 (3) 周辺地域の文化財の状況 (大阪市指定)

(単位：件)

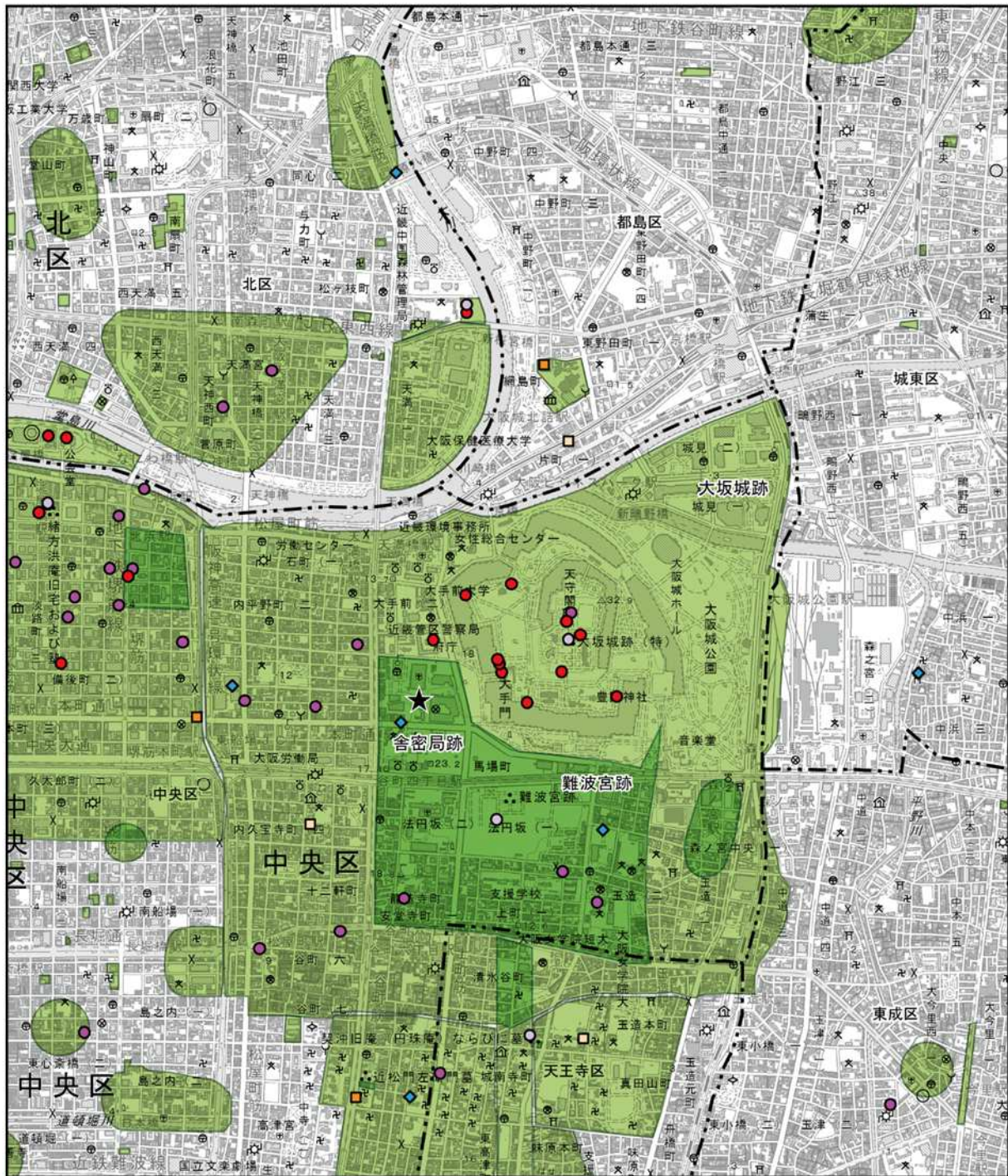
種別 市区名	有形文化財							無形文化財	民俗文化財		記念物・史跡・名勝			合計	
	建造物	美術工芸品				歴史資料	考古資料		有形民俗	無形民俗	天然記念物	史跡	名勝		
		絵画	彫刻	工芸品	書跡等										
大阪市	16	33	54	2	3	73	21	2	20	14	1	7	4	250	
周辺地域	中央区	3	5	4	1	-	12	11	1	-	2	-	2	1	42
	北区	1	3	6	-	-	7	-	-	2	1	-	1	-	21
	都島区	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	4
	西区	-	1	3	-	-	7	-	-	-	-	-	1	-	12
	天王寺区	5	7	14	-	1	5	1	-	7	5	-	1	1	47
	浪速区	-	-	2	-	1	3	-	-	-	1	-	-	-	7
	東成区	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	3
城東区	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	2	

出典：「大阪市指定文化財分類一覧表」(平成30年5月現在、大阪市ホームページ)

(2) 埋蔵文化財

事業計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、図 3.2.16 に示すとおりである。

事業計画地は、大坂城跡及び難波宮跡の埋蔵文化財包蔵地内に位置している。



凡例

- ★ : 事業計画地
- : 区界
- (red) : 国宝・重要文化財(建造物)
- (purple) : 国登録有形文化財(建造物)
- (white) : 国記念物
- ◆ (blue) : 府記念物
- (orange) : 市有形文化財(建造物)
- (white) : 市記念物
- (green) : 埋蔵文化財包蔵地

出典: 「国指定文化財等データベース」(令和元年12月閲覧、文化庁ホームページ)  
 「大阪府地図情報システム」(令和元年12月閲覧、大阪府ホームページ)  
 「大阪府内指定文化財一覧表」(平成29年5月現在、大阪府ホームページ)  
 「大阪市指定文化財分類一覧表」(平成30年5月現在、大阪市ホームページ)

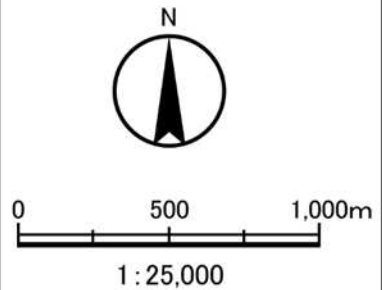


図 3.2.16 指定文化財、埋蔵文化財包蔵地の分布状況

### 3.2.5 環境基準等

#### (1) 「環境基本法」に基づく環境基準

国においては、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づいて、大気汚染、騒音、水質等に係る環境基準を設定している。その概要は、以下に示すとおりである。

#### (a) 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10項目について、表3.2.21に示すとおり定められている。

表 3.2.21 大気汚染に係る環境基準

項目	基準値
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</li> <li>浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</li> <li>二酸化窒素について、1時間値の1日平均が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないように努めるものとする。</li> <li>光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</li> <li>ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</li> <li>微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</li> </ol>

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月環境庁告示第38号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月環境庁告示第4号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月環境省告示第33号）

(b) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 3.2.22 に、大阪市における騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定は表 3.2.23 に示すとおりである。

表 3.2.22 騒音に係る環境基準

地域の類型	地域の区分	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時間の区分	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 1. 車線とは 1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2. 幹線交通を担う道路に近接する空間を除く。

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
[備考] 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

注) 「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。(騒音に係る環境基準の改正について平成10年9月30日環大企257号)

2車線以下の車線を有する道路15メートル  
2車線を超える車線を有する道路20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号)

表 3.2.23 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（大阪市）

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 22 年 10 月大阪府告示第 1124 号）

また、航空機騒音に関しては、地域類型別に、騒音に係る環境基準が定められており、評価手法として時間帯補正等価騒音レベル(Lden)が用いられる。

航空機騒音の環境基準は表 3.2.24 に、地域の類型指定状況は表 3.2.24 及び図 3.2.17 に示すとおりである。なお、環境基準の適用対象とならない 1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の小規模飛行場に適用される暫定指針は、表 3.2.25 に示すとおりである。

表3.2.24 航空機騒音に係る環境基準及び該当地域

地域の類型	環境基準 (デシベル)	該当地域
I	57 以下	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 (1) 関西国際空港及び八尾空港の敷地 (2) 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 9 条の規定により定められた森林地域であつて、かつ、都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域以外の地域である地域
II	62 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。

注) 環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であつて、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号）

「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域の指定」（昭和 51 年 7 月大阪府告示第 90 号）

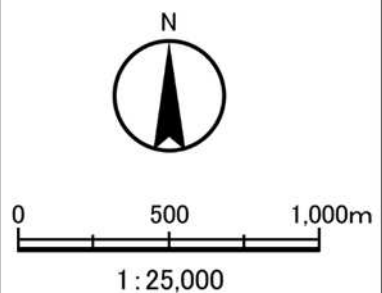
表3.2.25 小規模飛行場環境保全暫定指針

種 別		指針値 (デシベル)
I	1 病院、学校その他特に静穏の保持が必要とされる建物の所在する場所 2 専ら住居の用に供される地域に存する住居の所在する場所	60以下
II	I 以外の場所であつて、通常の生活を保全する必要がある建物の所在する場所	65以下

出典：「小規模飛行場環境保全暫定指針について」（平成 2 年 9 月環大企 342 号）



- 凡例
- ★ : 事業計画地
  - - - : 区界
  - : I 類型
  - : II 類型



出典:「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域の指定」(昭和51年7月大阪府告示第90号)

図 3.2.17 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況

(c) 水質に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.2.26 に、河川に係る「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.2.27 に示すとおりである。また、大阪市内の河川の水質環境基準類型は、図 3.2.18 に示すとおりである。

表3.2.26 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）



表3.2.27 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—

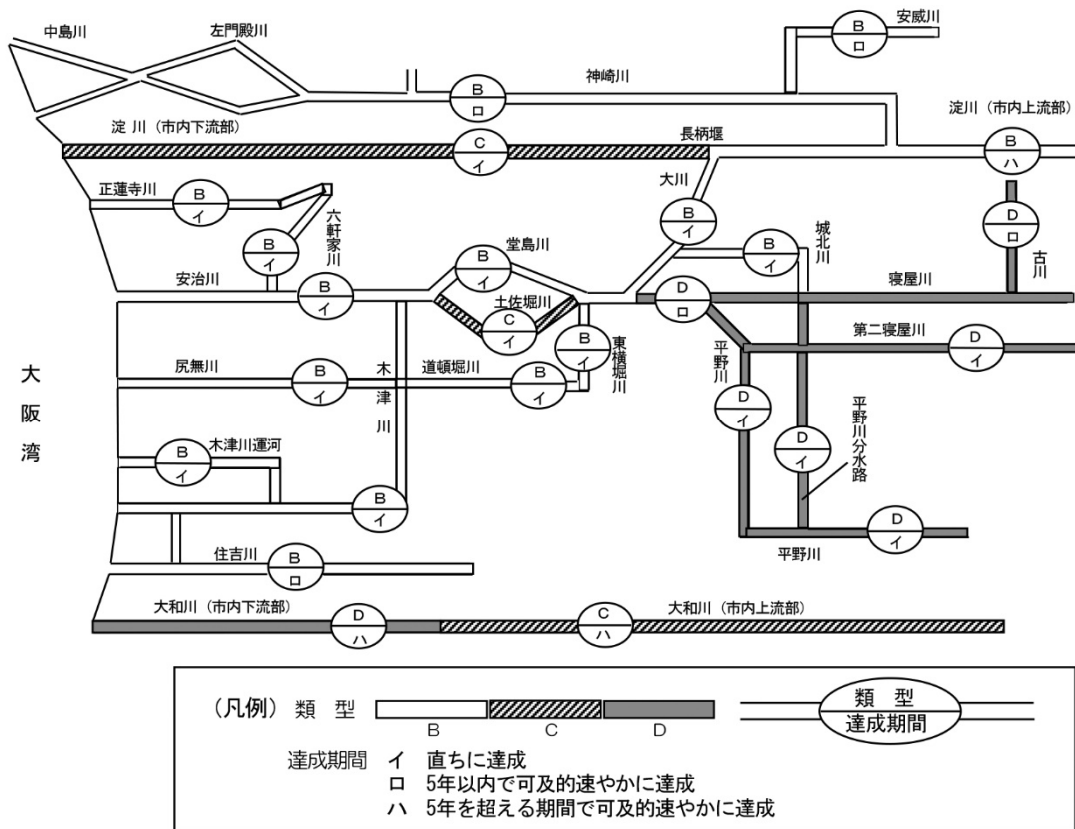
備考  
 1. 基準値は、日間平均値とする。  
 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする (湖沼もこれに準ずる)。

表3.2.27 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考  
 1. 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月環境庁告示第59号)



出典：「大阪市環境白書（令和元年度版）」（令和元年 12 月閲覧、大阪市ホームページ）

図 3. 2. 18 大阪市内の河川の水質環境基準類型

(d) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3. 2. 28 に示すとおり、全ての地下水を対象に、カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及び PCB 等の 28 項目について定められている。

表3. 2. 28 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> <li>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> </ol>	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月環境庁告示第10号）

(e) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2.29 に示すとおり、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛及び六価クロム等の 29 項目について定められている。

表3.2.29 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）

(f) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が表 3. 2. 30 に示すとおり設定されている。

表3. 2. 30 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0. 6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1, 000pg-TEQ/g以下
備考	
<p>1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>	

注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月環境庁告示第 68 号)

## (2) 環境保全関係法令

### (a) 環境保全に係る条例

大阪市では、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市の環境を確保するための環境の保全及び創造に関する基本理念、並びに施策の基本となる事項を定めた「大阪市環境基本条例」（平成7年3月大阪市条例第24号）が制定されている。

また、大阪府においても環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（平成6年3月大阪府条例第5号）、その理念に則した公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月大阪府条例第6号）が制定されている。

### (b) 大気汚染に係る規制

#### (ア) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。規制項目としては、ばい煙発の排出規制、揮発性有機化合物の排出抑制、粉じんの排出規制がある。これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における大気中の濃度の基準とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙（ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制物質として定めており、排出基準、設備・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

#### (イ) 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等を使用した建築物の解体・改造・補修作業）について、作業基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において、アスベスト等が使用されている建築物の解体・改造・補修作業に対する事前調査、届出、作業の基準等が定められている。

#### (ウ) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、自動車1台あたりの排出ガス量の削減を図るため、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物を対象物質（ディーゼル車においては粒子状物質も対象）として自動車排出ガス規制を実施し、段階的に強化している。

大阪府では、平成13年6月に改正された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）」（平成4年法律第70号）に基づき、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」（平成25年6月、大阪府）を策定している。さらに「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、大阪市含む府域の37市町を発着する貨物車等を対象に「流入車規制」を実施している。

大阪市では、平成19年2月に「大阪市自動車交通環境計画」（計画年度：平成18～22年度）を策定した。その後「大阪市環境基本計画」に引き継がれ、自動車排出ガス対策として、道路管理者との連携のもと交通流の円滑化等の交通環境対策や、次世代自動車等のさらなる普及促進を推進している。

#### (c) 騒音に係る規制

##### (ア) 工場・事業場に係る規制

工場・事業場騒音に係る規制については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づき特定施設を有する工場・事業場から発生する騒音を対象として、区域ごとに規制基準が定められている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」の指定地域内の特定工場等を除く、工場・事業場から発生する騒音を対象としている。その内容は表3.2.31に示すとおりである。

表 3.2.31 「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準

時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		(午前6時～ 午前8時)	(午前8時～ 午後6時)	(午後6時～ 午後9時)	(午後9時～ 翌日午前6時)
第一種区域		45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域		50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域		60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
	その他の区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

注) 1. 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

2. 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。なお、大阪市内に第一種区域は指定されていない。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域

第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域

第四種区域：工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域

3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。

4. この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月大阪府規則第81号)

「騒音規制法第3条第1項に基づく規制地域について」(昭和61年4月大阪市告示第246号)

「騒音規制法第4条第1項に基づく規制基準について」(昭和61年4月大阪市告示第247号)



(イ) 建設作業に係る規制

建設作業騒音に係る規制については、「騒音規制法」により、くい打ち機、くい抜き機、バックホウ等を使用する作業等 8 種類の作業を特定建設作業と定め、敷地境界線における音量、時間制限等の規制基準を定めている。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法に定める 8 種類の作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等 3 種類の作業を特定建設作業と定めて規制している。特定建設作業の規制基準の内容は、表 3.2.32 に示すとおりである。

表 3.2.32 「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく  
特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界上における騒音の規制基準	作業可能時刻		最大作業時間		最大作業期間	作業禁止日
			第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
法・条例	1. くい打ち機等を使用する作業 (アースオーガ併用を除く)	85 デシ ベル	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	1 日 あ た り 10 時 間	1 日 あ た り 14 時 間	連 続 6 日 間	日 曜 日 そ の 他 の 休 日
	2. びょう打機を使用する作業							
	3. さく岩機を使用する作業*							
	4. 空気圧縮機を使用する作業							
	5. コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設 けて行う作業							
	6. バックホウを使用する作業							
	7. トラクターショベルを 使用する作業							
	8. ブルドーザーを使用する 作業							
条例	9. 6、7、8の作業以外のショ ベル系掘削機械、トラクター ショベル又はブルドーザーを 使用する作業							
	10. コンクリートカッターを 使用する作業*							
	11. 鋼球を使用する破壊作業							

注) 1. 第 1 号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第 2 号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域

第 2 号区域：工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち第 1 号区域に該当する地域以外の地域

2. ※は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月厚生省・建設省告示 1 号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年 10 月大阪府規則第 81 号)

「騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域」(昭和 61 年 4 月大阪市告示第 246 号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号の規定に基づく区域」(昭和 61 年 4 月大阪市告示第 248 号)

(ウ) 道路交通に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、市町村長は、自動車騒音が表 3.2.33 に示す限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置をとるべきことを要請するものとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

表 3.2.33 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注) 1. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

- a 区域：第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月総理府令第15号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年10月大阪府規則第81号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成12年3月大阪市告示第277号）

(エ) その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限、深夜における音響機器の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

(d) 振動に係る規制

(ア) 建設作業に係る規制

建設作業振動に係る規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)により、くい打ち機等を使用する作業等、4 種類の作業を特定建設作業と定め、敷地境界線における振動の大きさ、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法に定める 4 種類の作業にブルドーザー、トラクターショベルまたはショベル系掘削機械を使用する作業を加えた合計 5 種類の作業を特定建設作業と定め、法と同様に規制基準を定めている。

特定建設作業の規制基準の内容は、表 3.2.34 に示すとおりである。

表 3.2.34 「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく  
特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界上における騒音の規制基準	作業可能時刻		最大作業時間		最大作業期間	作業禁止日
			第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
法・条例	1. くい打ち機等を使用する作業 (アースオーガ併用を除く)	75 デシベル	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	1 日 あたり 10 時間	1 日 あたり 14 時間	連続 6 日間	日曜日その他の休日
	2. 鋼球を使用する破壊作業							
	3. 塗装版破砕機を使用する作業							
	4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業							
5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業								

注) 第 1 号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第 2 号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域

第 2 号区域：工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号に掲げる地域のうち第 1 号区域に該当する地域以外の地域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年 10 月大阪府規則第 81 号)

「振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域」(昭和 61 年 4 月大阪市告示第 250 号)

「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域」(昭和 61 年 4 月大阪市告示第 252 号)

(イ) 道路交通に係る規制

「振動規制法」では、市町村長は、道路交通振動が表 3.2.35 に示す限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置をとるべきことを要請するものとしている。

表 3.2.35 「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
	第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル	

注) 第一種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域  
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号)

「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 に基づく区域及び時間」(昭和 61 年 4 月大阪市告示第 253 号)

(e) 水質汚濁に係る規制

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)では、特定施設について、排水基準とともに施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号)では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の 1 日当たりの最大量が 50m<sup>3</sup> 以上である場合、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、「水質汚濁防止法」において規定されている指定項目(化学的酸素要求量等)で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準が適用される。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

また、「大阪市下水道条例」(昭和 35 年 4 月大阪市条例第 19 号)では特定施設を使用する者は、その水質が排出しようとする公共下水道への排出口において基準に適合するよう定められている。

(f) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)では、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質について規制基準を定めている。

大阪市では、悪臭防止法に基づく臭気指数による規制(敷地境界線における臭気指数「10」)を導入しており、アンモニアなど 22 種類の特定悪臭物質だけでなく、工場などから発生する不快なにおいのすべてを規制対象としている。

(g) 日照障害に係る規制

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)では日照を確保するため中高層の建築物の高さの制限について規定しており、「大阪市建築基準法施行条例」(平成12年4月大阪市条例第62号)ではその対象区域及び日影時間を表3.2.36に示すとおり指定している。

また、「大規模建築物事前協議制度」の対象建築物について、表3.2.37に示すとおり敷地境界線をこえて終日日影を生じないように指導が行われている。

表 3.2.36 日影時間

規制の対象区域となる用途地域・指定容積率		規制される建物	測定面の高さ	規制される日影時間	
用途地域名称	指定容積率			敷地境界線から5mをこえ10m以内の範囲	敷地境界線から10mをこえる範囲
第一種中高層住居専用地域	200%	高さが10mをこえる建物	4m	4時間以上	2.5時間以上
第二種中高層住居専用地域	300%			5時間以上	3時間以上
第一種住居地域	200%			5時間以上	3時間以上
第二種住居地域	200%				
準住居地域	200%				
準工業地域(臨海部を除く)	200%	6.5m			

- 注) 1. 上記の地域で、臨港地区及び再開発等促進区は、規制の対象から除外される。  
 2. 冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影となる時間を、各測定面の高さで測定する。  
 3. 日影規制の対象区域外にある建物であっても、高さが10mをこえるものが冬至日に規制対象区域内の土地に日影を生じさせるものは規制の対象となる。

出典:「大阪市建築基準法施行条例」(平成12年4月条例第62号)  
 「建築基準法の概要」(令和元年12月閲覧、大阪市ホームページ)

表 3.2.37 大規模建築物事前協議制度における日影指導

用途地域	指定容積率	指導される建物	測定面の高さ	日影指導
第一種住居地域	300%	地上高さが20mをこえるもの	4メートル	敷地境界線をこえて終日日影を生じない
第二種住居地域			6.5メートル	
準住居地域				
準工業地域				

- 注) 1. 「大規模建築物事前協議制度」の対象建築物は、下記のいずれかに該当するものである。  
 (1) 住宅の用途に供するもので、戸数が70戸以上のもの  
 (2) 建設計画の区域が2,000平方メートル以上で、かつ建築物の地上高さが10メートル以上のもの  
 (3) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルをこえ、かつ階数が6階以上のもの  
 2. 終日日影とは、冬至日の午前8時から午後4時までの間において、すべての時間(8時間)が日影となることをいう。

出典:「大規模建築物事前協議制度における日影指導」(令和元年12月閲覧、大阪市ホームページ)

#### (h) 景観に係る規制

「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）では、景観計画区域内において、建築物の新設等の行為を行う場合は、あらかじめ、その行為の種類、場所、設計の方法等の事項を景観行政団体の長に届け出なければならないとされている。

大阪市では、市民等と共に良好な都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進し、市域の景観の向上及び地域の特性を生かした都市景観を形成することを目的として、「大阪市都市景観条例」（平成 10 年 9 月大阪市条例第 50 号）が制定されている。

また大阪市では、「大阪市景観計画」（平成 29 年 10 月施行、大阪市）において、市域全体を景観計画区域と定め、基本届出区域及び重点届出区域により構成し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ることとしている。

基本届出区域：景観構造を踏まえつつ、将来的な景観形成を見据え、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の 3 つの区域で構成し、市街地の景観に与える影響が大きい大規模建築物等を届出の対象とする。

重点届出区域：地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方策を展開するエリアとして、これまで一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できる地区を指定し、全ての規模の建築物や広告物等を届出の対象とする。

#### (i) 公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第 17 条に基づき、現に公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等において、知事が作成し、公害防止対策事業計画に係る部分については環境大臣の同意を得て策定する地域計画である。

現在の「第 9 次大阪地域公害防止計画」（平成 24 年 3 月、大阪府）では、計画の範囲を大阪府域のうち大阪市を含む 29 市 1 町とし、計画期間は平成 23 年度から平成 32（令和 2）年度までの 10 年間、計画の主要課題（環境大臣の同意を得る課題）として「大阪湾の水質汚濁」、「河川の水質汚濁」を掲げている。

#### (j) 環境基本計画等

大阪市では、平成 15 年 2 月に「第Ⅱ期 大阪市環境基本計画」を策定しており、令和元年 12 月には「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」をビジョンとした新計画が策定された。

大阪市環境基本計画では、2030 年度までを計画期間（=SDGs のゴール）とし、「地域、市民、事業者との連携強化」、「経済、社会、環境の統合的な向上」、「持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用」、「国際展開の強化」、「持続可能で効果的な行政運営」の 5 つの戦略で施策を展開している。

また、関連計画として「大阪市地球温暖化対策実行計画」、大阪府では「おおさかヒートアイランド対策推進計画」等を策定している。